

処 分 基 準

令和4年3月15日作成

法 令 名：銃砲刀剣類所持等取締法

根 抱 条 項：第11条第3項

処 分 の 概 要：銃砲等の所持許可の取消し

原権者（委任先）：山口県公安委員会

法 令 の 定 め：

- ・ 銃砲刀剣類所持等取締法第11条第3項

処 分 基 準：

当該人命救助等に従事する者の所持に伴う実害の発生、同種事案の再発のおそれ、社会的に非難されるべき点等が認められる場合に、許可を取り消すものとする。

問い合わせ先：山口県警察本部生活安全企画課又は所轄警察署生活安全課（係）

備 考：